

## 富山県水と緑の森づくり会議設置要綱

## (目 的)

第1条 森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水と緑に恵まれた県土の形成及び心豊かな県民生活の実現に寄与するため、富山県水と緑の森づくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 森づくりに関する県民意識の高揚及び啓発活動に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会議の目的を達成するために必要な事項。

## (組 織)

第3条 会議は、議長及び20人以内の委員をもって組織する。

## (議長及び副議長)

第4条 議長は、知事をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 会議に副議長を置き、委員のうちから議長が任命する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

## (委 員)

第5条 委員は、次に掲げる者の中から、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 行政関係者
  - (3) その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は再任されることができる。

## (会 議)

第6条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席又は意見を求めることができる。
- 3 会議の事務局は、富山県農林水産部森林政策課が所掌する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。